

## 役員等の欠格事由について

埼玉県で初の公益認定取消し（(公社) 入間市シルバー人材センター）

1. 役員等（ここでは理事・監事ならびに評議員をさします。）の欠格事由の法律上の規定については、二つの次元があり、一般法人の場合は一般法人法 65 条 1 項に、公益法人の場合は公益認定法 6 条 1 号に規定されています（末尾の条文ご参照）。したがって公益法人の場合は、一般法人でもあるわけですから、両方の規定を充足する必要があります。  
うち、一般法人法の欠格事由の規定のうち、①法人であること、②成年被後見人もしくは被保佐人であること（外国で同様に扱われていることを含む）は比較的容易に分かるとは思いますが、③一般法人法その他の法令違反等により、刑に処せられあるいはその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者や、④③記載以外の法令に違反して禁錮以上の刑に処せられている者の証明はなかなか難しいと思われまます。  
したがってこの証明は、結局は本人の申告によらざるを得ないと思いますが、誓約書（確認書という名称も可）を提出していただき、その真実性を担保するのも一つの方法かと思ひます。  
公益法人の欠格事由の証明は、後述の 2. に記載のとおり、これと同様の方法によりまますので、両方の規定を満足させる形で行うのがよいと思ひます。
2. 公益法人については、上述のように公益認定法 6 条 1 号に欠格事由が定められています。公益認定申請の際に、役員等が欠格事由に該当しないことを、申請法人が確認したことを証する書類として、「確認書」を添付書類として行政庁に提出する必要がありますので、その裏付けをとった記録ないしは記憶があるところも多いかと思ひます。  
公益認定取得後においても、役員等の変動があつた場合（この中には新たな選任のときだけでなく、重任の場合も含まれます）に、欠格事由に該当しないことを確認することが必要です。このことは、法律上の要請ではありませんが、役員等が欠格事由に該当すると、その公益法人は、公益認定法 29 条 1 項 1 号により公益認定の取消しとなりますので、法人の危機管理上からも必須といえましよう。今回の公益社団法人入間市シルバー人材センターの例は、この確認を怠つたものと思われまます。  
一般的には役員等の候補者から、履歴書や欠格事由に該当しないことを確認するための誓約書（確認書）を頂くのが普通です（\* 1）。
3. なお、上記 2. の事務については、法律上の要請ではありませんので、役員等候補者の欠格事由非該当証明を求めらかどうかは、最終的には法人の判断の問題であり、自己責任において、それを行わないということもありまます。

ただし、上述の入間市の例のように、認定取消しとなつては一大事であり（\*2）、公益法人の場合、行政庁の立入検査があり、その際に、この証明のエビデンスは必ず求められるようですので、その対策としても必要です。

したがって実務的には、役員等の改選の都度、履歴書や誓約書（確認書）をルーティンワークとして頂戴し、それを役員への就任承諾書とセットしておくというのがよいと思われま

\*1 確認書などの書式は、別添参照

\*2 認定取消しになると、①一般社団法人としての存続になることから、公益法人のステータスに伴う名誉や税制上の恩恵が失われること、②認定取消しの日から1ヵ月以内に公益目的事業財産を国若しくは地方公共団体又は類似の事業を行う他の公益法人等に贈与する必要があること（公益認定法30条）、③一般社団法人へ移行後に公益社団法人に復帰するには、5年の経過が必要なこと（同法6条2号）等から法人にとっては大きな痛手となる。

添付条文

## 一般法人法

（役員資格等）

**第65条** 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、3人以上でなければならない。

## 公益認定法

(欠格事由)

**第6条** 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
  - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第6号において「暴力団員等」という。）
- 二 第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
- 四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの
- 五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日か

ら3年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(公益認定の取消し)

**第29条** 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第11条第1項の変更の認定又は第25条第1項の認可を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。
  - 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。
- 一 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
  - 二 前節の規定を遵守していないとき。
  - 三 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。
- 4 行政庁は、第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- 6 行政庁は、第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。
- 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第30条** 行政庁が前条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、第5条第17号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあつては国、都道府県知事が行政庁である場合にあつては当該都道府県が当該公益目

的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第4項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

- 2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第1号に掲げる財産から第2号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第3号に掲げる額を控除して得た額をいう。
  - 一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第18条第6号に掲げる財産にあつては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）
  - 二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
  - 三 公益目的事業財産以外の財産であつて当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額
- 3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
- 4 行政庁は、第1項の場合には、認定取消法人等に対し、前2項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第1項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。
- 5 公益法人は、第5条第17号に規定する定款の定めを変更することができない。

平成 XX 年 XX 月

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 〇〇 〇〇

確認書ご提出のお願い

ご高承のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 11 条第 3 項第三号は、理事、監事、評議員（以下役員等といいます）のそれぞれ就任予定者が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号、以下認定法といいます）第 6 条第 1 号ロからニまでに規定する欠格事由に該当しないことについて説明する書類として、移行認定申請法人より確認書を所轄行政庁宛提出することを義務づけています。

また、ある公益法人（A）の役員等が他の公益法人（B）の執行理事を務めている場合に、他の公益法人 B が認定法第 29 条により公益認定を取り消された場合、公益法人 A もいわばこれに連座して、同条第 1 項の取消事由に該当することとなり、公益認定を取り消されることとなります。なお、B 公益法人の公益認定取消事由には自主的に認定を返上する場合も含まれています。このような事情に鑑み、今後皆様が職務を行う理事に就任しておられます他の公益法人につきまして万一取消事由が発生するおそれのある場合、弊協会としても事前に対策を検討する必要が生じます。

つきましては、以上のような法律構成をとっております関係上、誠に恐れ入りますが別添のような確認書をご提出いただくようお願い申し上げます。

誠に心苦しいお願いではございますが、何とぞ事情をご賢察いただきご了承いただきますよう偏にお願い申し上げます。

(本件に関する照会先)

電話番号 総務部 〇〇

平成 年 月 日

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

住所  
氏名

### 確 認 書

- 1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という）第 6 条第 1 号ロからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。
- 2 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第 29 条第 1 項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を通知いたします。
- 3 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第 29 条第 2 項各号のいずれかに該当すると疑いがあり、認定法第 28 条第 1 項に規定する勧告又は第 3 項に規定する命令を受けた時は直ちにその旨を通知します。
- 4 私は、本日現在理事を務める他の公益法人の名称、役職名等をお届けします。
- 5 私は、4 に基づき提出した「公益法人理事兼職届」の内容に変更がある場合並びに新たに他の公益法人の理事に就任したときは、遅滞なくその旨を通知します。

以上

## 確認書ご提出に当たってのご参考

### 1 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由

(欠格事由)

**第六条** 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの（いわゆる連座制の根拠規定）

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

(公益認定の取消し)

**第二十九条** 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 太田 達男 殿

## 兼 職 届

届出日 年 月 日

住 所

氏 名

法人での 役職名 *1	法人名 *2 (フルネームをお願いします)	法人の所在地	電話番号 メールアドレス

\*1 記入例) 理事長(代表理事)、専務理事(業務執行理事)、理事、監事、評議員… (財団法人の評議員を含みます)

\*2 記入例) 公益財団法人□□□□センター、公益社団法人△△△△協会